

令和2年度 第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会 概要

日時 令和2年8月6日(木)

18:30~19:30

会場 茅ヶ崎市役所本庁舎4階
会議室5

1. 開会

構成員・事務局の人員に変更があったため、自己紹介

資料・議題確認

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催時間を短縮して開催

2. 内容

(1) 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画 素案について

(2) 本市の中核機関設置に関する検討状況について

資料1「第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画(素案)」、資料2「ご意見をいただきたいポイントについて」に基づき、計画に盛り込む内容や見せ方等についてご意見をいただいた。また、併せて本市の中核機関設置に関する検討状況を報告後、ご意見をいただいた。主なご意見は以下のとおり。

○計画の内容について

・「目指すべき姿」で、後見制度のメリット・デメリット等の内容を正しく理解しているという記述があり、次のページでも「メリット・デメリット」という言葉が出てくるが、具体的な例があると、よりイメージがしやすいと思う。

・市民の方にも分かりやすいように、もっと平易に記載した方が良い。「目指すべき姿」は5つ挙がっているが、各論に寄っている。ここにはスローガン、根底に流れる原理原則に近いものを記載したほうが良い。

・16ページ、17ページは、既にあるような制度の棚卸し的な書き方になっている部分もある。「目玉」、「こういうものを打ち出す」というものを入れたほうが良い。計画というのは「これからやること」なので、こういうことを制度として盛り込んでいるということをわかりやすく言ったほうが良い。たくさん書かなくてもいいので、ここを目玉に今回この計画はやりたいというのを絞った上で目立つようにしたほうが良い。

・中核機関で親族後見人に対する支援をできないかという点で、横浜では新たに選任された親族後見

人に対して後見人業務の説明を家裁ではなく中核機関が行う。今の段階でアピールできるものがあったら載せるといいと思う。

- ・本人の意思決定支援が「目指すべき姿」に入っていないのが気になったので入れたほうがいい。

- ・茅ヶ崎市の特徴としてこれまで長年成年後見に関わる事業をやってきた。これらの蓄積や結果を示せたらいいのではないか。

- ・成年後見支援センター（Sネット）で親族からの申立て支援、親族後見になった後の相談も含めて取り組んでいることもPRの材料ではないか。

- ・後見人がついた後、継続相談という中にはモニタリング機能も入ってくると思うが、今後の利用促進が問われて、機能でやらなければならないこともイメージしながら、今取り組むべきことに重心を置いて、これに初期の段階で取り組んでみようということが明確にわかってくると、わかりやすい。

- ・全体的に見て、親族後見人よりも専門職がつく後見制度のイメージになっているのかなと思ったので、親族後見人の支援も加えて説明していったほうがいいような気がしていた。

- ・基幹型相談支援も、茅ヶ崎市には大事である。ずっと取り組んでいたと思うが、総合相談は、自分は基幹型の役割は別かなと思っている。専門性を育てるための人材育成やサポート的な役割が基幹型としては大きいと思う。そういう機能を含めて一緒にやるということであればいい。「中核機関」、「総合相談」という名称だけあって、「総合」と言うとは何でも含まれてしまうみたいに思うが、やはりちょっと違うとも思う。専門性もそれぞれ別にあるような気もするので慎重に明確化していくのがいい。

- ・とりあえず何でも受ける。そこには成年後見という制度の利用には行き着かないケースもあるということも茅ヶ崎モデルの核となるのではないか。総合相談担当が各課と連携して「市長申立ての可能性あり」と早めに情報を送り、動き始めるという。ただ市長申立てをやります、ではなくて早く・迅速にというところが出せる。

○中核機関の設置について

- ・障害の分野で、茅ヶ崎市は基幹型相談支援の構図が立ち上がっていない。総合相談と基幹型の分け方について市でのビジョンがあるか。

〈事務局〉検討の段階である。

- ・どこかにつなぎようがない相談をいったんは預かり、あとは専門的な分野に結び付けていくということか。

〈事務局〉専門的な分野に引きつぐことができるものは良いが、一緒にやっていくものもある。各機関は主ではなく、総合相談が主になって支援するケースもある。つないで終わりではなく、総合相談

のケースワークをやっていくイメージである。実際の運用は2～3年かけて詰めていく。

・総合相談は、継続相談の引き受けとケース対応のコーディネート、ケースフォローも行っていくのか。また、中核機関部隊はどういうことを行うイメージか。

〈事務局〉中核機関もケースワークをする前提。ただし、広報やケース進行管理、市民後見人、勉強会、審議会、協議会等の業務を行い、全体の方向性を定めつつ、ケース対応もしていく。ケース対応をしきれない部分は総合相談でカバーするというイメージである。

(3) その他

○成年後見支援センター（Sネット）三谷氏より成年後見支援センターの報告があった。

・4～6月の相談件数はコロナの影響から減った。

○市社協 横山氏より市民後見人の養成状況について報告があった。

・2名の市民後見人選任の審判書が届き、最初の事業計画書のサポートをしている。

・今後も引き続きサポートをしていく。

以上